

# 尾張家十二代徳川齊莊をめぐる幕藩関係と領国意識

白根孝胤

はじめに

一 徳川齊莊の家督相続と藩内情勢

二 徳川齊莊の領国意識

(一) 領国支配と「御救」

(二) 木曾山の現況と「御心障」

三 徳川齊莊の交流と江戸屋敷

(一) 市谷上屋敷の交流空間と齊莊

(二) 齊莊の死去と相続問題

おわりに

はじめに

尾張徳川家における縁戚関係は、国持大名や譜代大名を中心に形成され、その際には尾張・紀伊・水戸の御三家で創出された分家の子女による縁組も行われ、関係の拡大が図られていった。それとともに、宮家、五摂

家および清華家との婚姻も積極的に行われた。こうして形成されたいわゆる御縁家に限らず、尾張徳川家とかつて懇意な関係であったことを示す由緒や所領が隣国であること、家臣(重臣)と血縁関係にあることなどを根拠として成立した「御出入之衆」との関係維持も重視していた。なかには「御出入之衆」から婚姻関係が成立し、「御縁家」に発展する場合もあった。<sup>(1)</sup>

尾張徳川家十二代当主徳川齊莊は、十一代將軍家齊の一一男として文化七年(一八一〇)六月三日に誕生した。尾張家では九代当主宗睦の死後、初代当主義直(徳川家康九男)の血統が途絶え、十代齊朝、十一代齊温と養子相続が続いたため、齊莊は將軍家からの「押し付け養子」であるとの家臣の激しい批判のなかで相続した。したがって、齊莊にとって早急な藩体制の安定化や直面する財政難の改善が最大の課題であったといえる。將軍家齊の代になると、家齊子女の多くが、御三家や御三卿・家門大名、国持大名、譜代大名と縁組しており、將軍家齊の甥である齊朝の相続以来、尾張家はこれらの諸家とも御縁家になった。このように縁戚関係が拡大するなか、尾張家では、齊朝の代に形成された御縁家は「御心易」、初代当主義

直との由緒などから、それ以前から縁戚関係にあった大名家を「御縁家方」とそれぞれ位置づけた。<sup>②</sup>

本稿では、徳川齊莊の相続をめぐる藩内情勢をふまえ、藩体制の安定化を図る方策として、齊莊の領国支配に対する認識や「両敬」「御縁家方」「御心易」との江戸屋敷での交流の様相について検討していきたい。

### 一 徳川齊莊の家督相続と藩内情勢

九代当主徳川宗睦には治休・治興の二人の男子がいたが、いずれも二歳の若さで死去したため、甥の治行(分家の美濃高須松平家当主義敏の子)を養子とした。しかし、寛政五年(一七九三)九月五日に治行も三四歳で病死した。翌年九月三日には治行の嫡子五郎太も死去したため、宗睦は弟勝長の二男勇丸を養子としたが、同七年九月二〇日にわずか三歳で死去した。

尾張本家・分家のなかから、宗睦の世嗣を選定することが困難な状況になると、同八年三月二三日に十一代將軍家斉の四男敬之助を養子とした。

しかし、敬之助は翌年三月一二日に死去した。そこで、同一〇年四月一三日に、一橋治国(將軍家斉の弟)の長男愷千代を養子とするとともに、將軍家斉の長女淑姫との縁組が内定した。愷千代は、同一一年九月一日に將軍家斉に拝謁して一字を賜って齊朝と称し、従三位左近衛権中将に叙任された。齊朝の相続は、相次ぐ世嗣の死去のなかで、天明五年以来の一橋家との「両敬」の維持による將軍家との関係強化を重視した結果と位置付けることができよう。

齊朝には子息がいなかったため、文政五年(一八二二)六月一三日に將軍家斉の子息直七郎を養子にすることが決定した。直七郎は文政二年五月

二九日に誕生した。生母はおるりの方(本丸御先手戸田政方の娘)である。齊朝の嫡子となった直七郎は、同五年一月二三日に市谷の江戸上屋敷に移り、養育されることになった。そして、同九年五月二八日、將軍家斉に拝謁して一字を賜り、齊温と称し、従三位左近衛権中将に叙任された。齊朝は文政七年頃より持病の「御疝積氣」が悪化し、国元で療養することが多く、参府が困難になったため、同一〇年八月二八日に隠居を願い出て家督を齊温に譲った。

齊温は天保一〇年(一八三九)三月二六日に二歳の若さで死去したため、幕府は齊温の異母兄であった齊莊に相続させることを申し渡した。齊莊は將軍家斉の一一男で、文化一〇年一二月に田安齊匡の養子となり、文政三年六月に元服して従三位左近衛権中将兼右兵衛督に叙任された。簾中は齊匡の息女猶姫である。天保七年八月には田安家の家督を相続した。<sup>③</sup>こうして尾張家の存続は図られたが、齊朝・齊温、そして齊莊と三代にわたって將軍家斉の子息や親族による家督相続が行われたことから、これに対する家臣の批判が表面化した。

このとき提出された家臣の意見書によると、齊莊の相続は、大御所家斉・十二代將軍家慶の「思召」ではなく、老中水野忠邦と両家年寄(付家老)成瀬正住の共同謀議によるものであること、尾張家が「東照宮之御血脈、公義御分国」であることが軽視され、齊莊がいかなる明君なのか不明であること、本家の子供を押し付けて相続させても家は治まらず、しかも尾張家は諸大名の手本となるべき家であるから、このような大國の家督相続が横領篡奪されたような姿であっては乱世の基になり、嘆かわしいことであると主張している。また、「東照宮之御神慮」によって創出された尾張家が御三卿と同様の扱いであることを批判するとともに、二代当主光友

が創出した分家の高須松平家の存在を蔑ろにしており、同家当主松平義建の子息秀之助(のちに尾張家十四代当主慶勝)に相続させるのが筋であると述べている。しかし、これらの主張は両家年寄(付家老)成瀬正住・竹腰正富によっていずれも却下された。<sup>(4)</sup>

とくに成瀬正住の父正寿は「御幼年之節御養育筋ハ勿論御行状等之儀迄、格別ニ心を用ひ彼是心苦もいたし候事被思召候、追々御様子も宜、御成長ニ付而ハ被遊御安堵候付、別段之思召を以、公方様御鞍鎧被下置<sup>(5)</sup>」と、十一代当主斉温を養育し藩政を支えたことを將軍家育から褒賞され、鞍鎧を拝領しており、付家老として幕府内での評価は高かった。また正寿から家督を相続した正住は、この時期に紀伊・水戸両家の付家老と連携して、八朔・五節句、および月次御礼の江戸城単独登城が許可されるなど、待遇改善を志向しており、このような家格上昇運動を有利に展開していくために、幕府の意向に沿った家督相続を容認していったといえる。しかし、藩内では「隼人正殿御儀は御家に被指置候而は御為に不相成儀は勿論、御国民に至迄承伏不仕、御国騒々之基」「公辺江御差戻相成候は、御家之御為に相成、御政事も被行届<sup>(7)</sup>」と批判が噴出し、藩政から退き、病氣療養を理由に在所の犬山へ一時退去する事態となった。

こうした藩内情勢のなか斉荘は、天保一〇年五月二七日、將軍家慶に拝謁して家督相続御礼を行い、翌年二月四日に御上国することになった。相続早々の今回の帰国は「御順年には不被為有」状況であったが、名古屋城新御殿に居を構えていた隠居の斉朝への御対顔と斉温の一周忌法要を理由に実現したものであった。このとき斉朝は「人数多騒立不穩趣も相聞、公義を不重次第却而為筋ニ不宜、我等おゐても心配之事候、為筋存入候ハ、右等之趣相弁穩ニ相慎可罷在候、此後一統中納言様方江奉公相励候

様頼候<sup>(8)</sup>」と事態の鎮静化と斉荘への奉公を家臣に厳命している。初めての御国入りを果たした斉荘は三月一日には参府のため尾張を発駕するが、その前日に年寄衆に対して左記の申し渡しがあった。

#### 御意之趣

去春当家相続之砌、為筋之趣申立候輩存意之内公義をも不憚、猥に御仕向筋之儀申立、或ハ無謂風説を以重役之者を令批判、其外不容易事共申立不束之至候、剩多人数申合存寄無之輩迄も強而申進奉而申募候段、全徒党ヶ間敷致方より法制ニも相触重々不束至極ニ候、右は先達而申付置候通、此度致入国候付一々遂詮議、不法之儀申立候者共、別而急度嚴重之仕置可申付存念にて既に夫々申付候処、猶更相考候ニ当年は源傳様御一周忌御法事、其上先般章善院様格別之被仰出ニ而御贈官并前大納言様ニも御昇進、重々慶事等も有之、且此方儀も初而入国之事乍不束為筋と存入候者共候得ハ、前書慶事等有之旁以嚴重之咎筋申付候儀ハ、別段之沙汰を以差免候間、此以後心得違無之様、弥以可為忠勤候、<sup>(9)</sup>

家督相続をめぐる家臣団の言動は「不束至極」であるが、当年は斉温の一周忌法要があり、「章善院様格別之被仰出にて御贈官并前大納言様にも御昇進」といった度重なる慶事が続いたことにより、今回は咎め立てはせず、今後忠勤に励むようにと申し渡している。「章善院様格別之被仰出にて御贈官」とは、元文四年一月に蟄居謹慎、隠居となった七代当主宗春の処分が、死去から七五年を経た天保一〇年一月五日に解かれ、従二位権大納言への贈位贈官が許されたことを指している。また、同日には斉朝(前大納言)が前例のない正二位に昇進した。幕府と新当主斉荘は、尾張家の家格上昇による権威強化を図ることで、家督相続に対する家臣団の不満

を宥和する方策をとったことが確認できる。<sup>(10)</sup>しかし、これは一時的な措置にすぎず、尾張藩領内の現況を把握し、新たな当主として家臣や領民に領国支配の施政方針を示すことが急務であった。

## 二 徳川齊莊の領国意識

### (一) 領国支配と「御救」

齊莊が二度目の帰国をはたしたのは天保一四年六月二五日で、三年ぶりのことであった。同一二年閏正月の実父大御所家齊の死去などで在府が続いていたが、その間も「御勝手向御改革之御仕法」を立案するともに、領内の現況把握に努めていた。しかし、「文政十亥年前大納言様御隠居源僖様御家督以来、追々臨時廉立候無余儀御物入折重り段々御差詰相成候上、源僖様御逝去被為有、右以後も御吉凶事等御打続、其上天災等に付莫大之御入用迄差添格外御借財相嵩、当御代へ至必至御差支之御時節に相成、不計上之御心痛を奉懸候段奉恐入次第に候」と、十代当主齊朝の隠居所となった新御殿の建設や十一代当主齊温と愛姫(田安齊匡息女)の婚礼、および福君(近衛基前の養女)との再婚、齊朝・齊温の官位昇進、宗春(七代当主)の贈位贈官などの費用が嵩み、また、齊温の死後も連年の凶作や度重なる天災により借財が増加したため、齊莊は「不計上之御心痛」の状況であった。

天保一二年五月に「当月初旬雨多候而、就中大雨打続去ル十三日木曾川通り出水、海西郡葛木村初所々堤切入、立田輪中一円水入相成候、付而者右窮民共江従御側夫食被下」と、大雨により木曾川沿いの堤が決壊し、海

西郡立田輪中が浸水の被害を受けると、齊莊は夫食米の支給を決定した。

「御新田金之儀凶年等之節窮民御救之為御囲ひ被置」と、御新田金を窮民救済の手段に利用することになっていたが十分ではなかった。このとき立田輪中村々および松山中島村福原新田四四か村において窮民は八八六七人、倒家は四一五軒、溺死は四人にのぼり、支給された夫食米は八八石六斗七升であった。これに五之三村川平新田などへの支給を含めると、米一〇八石八斗三升六合、代金二一七兩二分・銀一〇匁三分二厘にのぼった。これに対して被災地域の所付代官である佐屋代官三村平六と鵜多須代官市瀬東七郎は、地方懸勘定奉行に「今般之水難三付、右支配所之内水入村々難洩之者共江御側より為御救夫食等被下置難有仕合奉存候旨村々申出候段、夫々御代官申達候、依申上候」と書付を提出している。その後、立田輪中の普請に着手するが、この他にも「木曾谷中凶作に付御救筋御入用」「木曾川通草井村并海辺堤切所損所築立方等御入用」「筏川・鍋田川通堤丈夫附三稲新田堤御普請等御入用」などにより、天保一四年一〇月までの出費は金五三万五九七〇両にのぼった。<sup>(15)</sup>そのため、米切手の通用期限の延長や天保一一年の近江八幡領の編入を幕府から許可され、御勝手御用達への調達金の賦課と正金引き替えによる藩債処理を実行した。<sup>(16)</sup>幕府の許可を得た藩財政再建策はその後の尾張家の家督相続問題に大きな影響を及ぼすことにもなっていた。

また、同一三年八月四日付で年寄生駒周晃が成瀬正住に宛てた書状には、「御国御巡覽可被遊思召ニ付而ハ来年御在國中ニハ大山・岐阜・瀬戸辺江被為成、御都合次第知多郡辺江も可被為入、御内慮ニ候、右ハ御遊慰筋ニ無之、全く御巡覽之御主意」とあり、大山、岐阜、および初代当主義直の靈廟が安置されている定光寺近隣の瀬戸周辺などの「御国巡覽」を行

う御内慮が示された。この巡覧は「遊慰」ではなく、領内の現況を把握し、領国支配の立て直しを図る斉荘の意思表明でもあった。とくに犬山御成は斉荘の相続をめぐる藩内の混乱のなか退去していた両家年寄(付家老)成瀬正住が政治復帰して間もない時期にあたり、盛大に行われた。

## (二) 木曾山の現況と「御心障」

領内巡覧が行われている最中の天保一四年八月四日、斉荘は「木曾山之刻型御覧、此節御普請奉行日比野源八(中略)罷出、山之御囲材等之訳申上、相済而入御被遊候<sup>(18)</sup>」と、木曾山の模型を見ながら諸山の御囲材についての報告を受けている。斉荘が木曾山の現況報告を求めたのは、江戸城西丸御殿の再建にともない、大量の御用材を献上したことへの影響を気に懸けていたからである。天保九年三月に江戸城西丸が焼失すると、十一代当主斉温はその再建に際し、幕府に課せられた九万二九二五両に及ぶ献上金の代わりに、熱田の白鳥木場に保管していた用材を献上するとともに、この貯木だけでは不足の場合は、木曾の御囲山から良質な檜を伐採して上納することを幕府に申し出た。そこで、「御普請御用」を勤めることになった幕府勘定吟味役川路聖謨が白鳥木場を検分し、不足分は木曾山・裏木曾からの伐木で補うことになった。前例のない幕府役人による「御囲山(不入山)」の検分は、当時斉温から藩政を委任されていた両家年寄(付家老)成瀬正住の裁許によると言われているが、「木曾御山之儀は格別御大切之御場所柄之由承伝申候、右体之場所江公辺御役人向勝手次第に入込候儀は乍恐御不都合之儀に奉存候<sup>(19)</sup>」と批判され、斉荘の家督相続をめぐる藩内の混乱の一因にもなった。

尾張家十二代徳川斉荘をめぐる幕藩関係と領国意識

川路聖謨は良質な檜の群生地であった裏木曾地域の出之小路山に入山して伐木を指示した。出之小路山は、尾張家が手厚く保護していた御囲山の一つである。しかし奥山での大材の搬出は困難であったため、比較的木曾川での運材が容易な王滝山や滝越山、三浦山、湯舟沢山など木曾諸山の検分も行った。検分の際には出役として尾張藩の勘定奉行や吟味役、木曾材木奉行などが同行した。斉荘に木曾山の現況を説明した普請奉行日比野源八は、当時木曾材木奉行兼錦織奉行として川路聖謨に同行していた人物である。

木曾の王滝山や滝越山、および裏木曾の出之小路山・川上山などで伐採された檜大材、檜角材、茸板といった御用材は、白鳥木場の貯木分を含めて約二万五〇〇〇本にも及んだ。その伐採・運搬費用は多大であったため、連年の飢饉や災害という状況にもかかわらず、尾張家家臣に対して高一〇〇石・一〇〇俵につき金二両ずつの上納金を命じた。また、裏木曾三か村(付知村・加子母村・川上村)へも用材搬出の負担が課せられ、幕府役人の検分に際しては、その応接、山小屋の新設、諸荷物の搬送などにも動員された<sup>(20)</sup>。

このように藩財政が圧迫され、家臣や領民への負担が増大するなか、天保一五年六月に江戸城本丸御殿が焼失すると、幕府は再び木曾山・裏木曾からの御用材の拠出を目論んで、勘定組頭向山源太夫を検分のため派遣した。しかし、両家年寄(付家老)竹腰正富が成瀬正住に宛てた書状には、「加子母山大材、去戌年残木之義者御心障り之趣被為在候付而、此度者更ニ御伐出不被成様ニとの御義、前以阿部伊勢守殿・堀大和守殿江御達ニ相成、夫々御承知之事<sup>(21)</sup>」とあり、斉荘の「御心障」により、天保九年の西丸御殿再建時に伐り出した裏木曾加子母山からの残木の伐採は中止することを、

事前に老中阿部正弘・堀親審に申し出て、了承を得ていたことが確認できる。齊莊が「御心障」を表明した背景には、同年五月に御用材の大量伐採の影響で「御領分信州筑摩郡之内與川」で起こった大規模な山抜の発生がある。夥しい大石や大木の流出により、柚人足一一人のうち八人が怪我をし、一四人は生死を彷徨う状況で、遺体の多くは岩石などに埋まってしまうといった惨状であった。齊莊は被災者に手当を支給するとともに、死者を供養するために石地蔵の建立を命じ、弘化二年（一八四五）六月には簾中の猶姫（貞慎院）によって付知村の護山神社での大施餓鬼が執行された<sup>(22)</sup>。

幕府は安政六年（一八五九）一〇月に江戸城本丸御殿が焼失した際にも、木曾山からの御用材供出を要請した。このとき両家年寄（付家老）竹腰正富は大老井伊直弼に対して左記の伺書を提出している。

（前略）

其内加子母山・出之小路入ニハ神木与相唱、又ハ木元ニ神祠有之、前々より斧入不仕分も有之、加子母山・出之小路之儀、天保之度大材多数伐出候付而、其頃山神之崇無之様新社被取建并西丸御広敷番之頭稲田八郎右衛門儀、西丸御普請御用相動候付、伐出相成候大木供養之為メ出之小路辺江石地藏取建相成候訳柄も有之候付、弘化度御用途之節、源懿殿心障被在之、其趣申上伐出方休山相成申候、尤公義御用筋ニをいて者如何様之良材たりとも聊伐惜候筋ハ毛頭無御座候得共、前頭心障之儀、公義江被対候而之儀ニ候哉、尾州家之儀ニ候哉、機密之儀ニ而難計候間、嘉永之度右場所より伐出候儀、其節前中納言殿ニも心配被致候付、右之外山々立木吟味為仕候処、末口三尺恰好之大材多数ハ無御座候付、木数百本揃兼、壹尺七寸以上之分も御用途ニ御差加ハ拾本余伐出御買上ニ相成候次第ニ而加子母山・出之小路より伐出候

儀ハ前頭之通ニ付、尾張殿心配被致候、右之趣御内慮奉伺候事、

十二月

竹腰兵部少輔<sup>(23)</sup>

御囲山であった加子母山・出之小路山には神木があり、天保九年の大量伐り出しの際には、山神の祟りがないように新たに社が建立され、大木伐採の供養のために石地蔵が建てられたとし、同一五年（弘化元年）のときは齊莊（源懿殿）の「御心障」を理由に伐木が中止になったことなど、これまでの経緯を述べている。ところが、嘉永五年（一八五二）七月の西丸御殿再建の際には再び供出を要請されており、十四代当主慶恕（のち慶勝）は山抜発生後の木曾山を検分した。その結果、幕府が要望している大材は十分に用意できず、状況は今回（安政六年）も変わっていないため、このことを十五代当主茂徳は心配しており、將軍の御内慮を伺いたいと述べている。

齊莊の「御心障」は、以後の歴代当主にも重視され、天保一五年の山抜による木曾山・裏木曾の山林環境の変化もあって、幕府の御用材供出の要請に十分応えるだけの御用材を献上できるか懸念を表明するに至ったのである。

### 三 徳川齊莊の交流と江戸屋敷

#### (一) 市谷上屋敷の交流空間と齊莊

齊莊は尾張藩領の現況把握に尽力する一方、在府時は「御縁家方」「御心易」と称した諸大名・旗本を中心に緊密な関係の維持を図っていた。尾張家は十一代將軍家斉の甥である十代当主斉朝の相続以来、「両敬」の一橋家や將軍家と血縁関係にある大名家、および宮家・摂家と重縁となった

ことで、縁戚関係が一層拡大していった。斉朝の代に形成された御縁家は「御心易」、初代当主義直(徳川家康九男)から九代当主宗睦の代までの間に縁戚関係になった大名家を「御縁家方」とそれぞれ位置づけていた。<sup>(24)</sup> 斉朝の代における「御縁家」は、浅野家・上杉家・島津家・越前松平家・毛利家・内藤家などで、一方「御心易」には、伊達家・酒井家・池田家・蜂須賀家・黒田家・鍋島家、および会津・忍・川越・明石・津山・松江・松山の各松平家などである。<sup>(25)</sup> 殿席が大廊下下之部屋・大広間の国持大名家や溜詰の譜代大名家など多岐にわたっているが、いずれも将軍家斉および田安斉匡(将軍家斉の異母弟)の子女の養子先・縁組先であることがわかる。

「御縁家方」「御心易」の諸家とは当主同士の恒常的な御礼が行われており、これによって関係の安定化が図られていた。その中心となった政治的・儀礼的空間が江戸上屋敷の市谷御殿であった。市谷御殿において、在府中の尾張家当主は、年頭や五節句などの年中行事や参府・御暇、家督相続、官位叙任など多様な御礼を受けるとともに、「御縁家方」「御心易」諸家が代替わりで当主が交代したり、嫡子が確定した場合や、新任の幕府諸役人等とは「初而御逢之御客衆」として定期的に対面する機会を設定していた。

それでは在府時の斉荘による市谷上屋敷での「御縁家方」「御心易」諸家との交流の様相を検討していきたい。まず、「両敬」となった田安家当主および嫡子による市谷上屋敷の訪問が多くなり、その際には「表御座之間」で対面している。表御座之間は御殿表向の西方奥に位置しており、そこから南方は奥向への出入り口である「御錠口」に続いており、格式の高い空間であった。<sup>(26)</sup> 天保一一年七月三日には斉荘が田安家屋敷を訪れており、両家の相互訪問が定期的に行われた。

尾張家十二代徳川斉荘をめぐる幕藩関係と領国意識

天保一一年九月一日には、越前国福井松平家当主の慶永が市谷上屋敷を訪れている。尾張家と越前松平家との血縁関係は、寛延三年(一七五〇)一月二八日に九代当主宗睦の妹品姫が松平重昌(一橋宗尹子息)と縁組したことにより成立した。その後家督は重富(重昌の弟)・治好と相続され、その間尾張家との血縁は途絶したが、文政二年(一八一九)一月に斉荘の姉浅姫(将軍家斉一一女)が治好の嫡子斉承の正室となり、天保六年閏七月に弟の斉善(将軍家斉二男)が斉承の養子となったことで、あらためて御縁家になった。松平慶永は田安斉匡の八男であったが、天保九年七月の斉善の養子となり、越前松平家の家督を相続した。

一、昨記ニ相見候、松平越前守初参上相揃、宜段御用人申聞候付申上、御服紗・御半襦袢被為召之、四半時御錠口明為相触候上、同役老人表御座之間北溜江相廻居、御用人より宜段具合候付、松之御間江申上、西御出口より表御座之間江年中行事御衝立内より被為人、此節御小性頭取初御刀持等年中行事御衝立際ニ控罷在、相濟而表宜境に而御年寄衆御先立被相廻、直ニ御小書院江出御、左之御次第之通相濟而入御被遊候、但、御小性頭取・御小納戸頭取并御刀持御小性格御小書院北御縁側喰違ニ老人ツ、控罷在、其余奥向一統北御縁側ニ控罷在候事、

松平越前守初 御目通ニ付御式之次第

表御座間 御着座御服紗  
御半襦

松平越前守

二之間二畳目之上江出席、一之間御敷居外迄 御出迎、一之間江御請夫江ト  
シ、御敷居内御縁頬之方着座

弥無御障目出トウト  
御挨拶有而

御盃三方

御吸物

越前守江も吸物出之

御銚子

御取肴

御酌之者御盃三方持添、越前守前江持進ミ退キ罷在、

先夫<sub>ト</sub>

御挨拶之上御盃三方 御前江備之、御前被召上、其御盃越前守江被遣、

頂戴之上御肴被遣之、銚付有而返盃 御前一献被召上、御肴差上、御

銚付有而後座、御盃三方持添、御銚子入・御取肴引之、御膳部撤之御

茶出之、御年寄衆御取合申上、御挨拶有而退去、二之間迄御送、濟而

御後座、

(中略)

右の記録によると、齊莊は松平慶永が参上した旨の報告を御用人から受ける、四つ半時に御錠口を解き、御錠口の南に位置する松之間西出口から「表御座之間」に着座した。表御座之間に通された慶永は二之間二畳目に控えていると、一之間御敷居外まで齊莊が出迎えた。「それへ」と齊莊に声をかけられると御敷居内御縁側に着座した。続いて「弥御障りなく目出度う」との言葉があり、盃などを取り交わしている。「それにて緩り」と言葉があると慶永は退去し、その際齊莊は二之間まで見送っている。この日は日向国延岡藩主内藤政義も訪れており、初めて齊莊に対面した。内藤家とは尾張家分家梁川松平家の初代当主義昌の養女栄姫が、陸奥国湯長谷藩主内藤政貞の継室となり、九代当主宗睦の弟政脩が明和七年(二七七〇)五月に延岡藩主内藤政陽の掎養子になるなど、以前からの御縁

家であったため、表御座之間での対面となった。このときの対面儀式は慶永の時と同様であった。

一、御小書院江 出御、一之間 御着座、

松平伊予守

二之間二畳目之上江出席、一之間御敷居外迄 御出迎、一之間江御

夫江<sub>ト</sub>御意

請シ、御敷居内御縁頰之方着座、

初而<sub>ト</sub>御挨拶之上進上之御太刀目録御用人持出、御敷居内二畳目之上三置

之、御襖障子之方江披キ披露之、

入御念<sub>ト</sub>御挨拶有之、御太刀目録同人引之、

(中略)

出羽守嫡子

水野大和守

二之間中程江出席

夫江<sub>ト</sub>

御会釈有而一之間御敷居外一畳目御縁頰之方着

座、御年寄披露之、

(中略)

長門守嫡子

九鬼丹後守

次第同前

以上

齊莊は表御座之間での対面を終えた後、その西側に位置する御小書院に出御した。同所一之間に着座した齊莊は、岡山藩主池田斉敏、続いて水野忠武(駿河国沼津藩主水野忠義嫡子)・九鬼隆徳(摂津国三田藩主九鬼隆国嫡子)の



「御目通」を受けた。池田家とは「御心易」の關係にある大名家の一つで、齊敏は翌年九月三日にも「御目通」している。二之間二疊目に控えていた池田齊敏は、齊莊の出迎えを受けて一之間御敷居外一疊目縁側に着座した。「初而」と披露があると進上した太刀目録が御用人に披露された。水野忠武と九鬼隆徳に対しては出迎えはなく、「それへ」と会釈があると、一之間御敷居外一疊目縁側に着座した。年寄衆によつて「初而」と披露されたうえで、太刀目録を進上している。水野家とは以前から「御出入」の關係にあつたが、九鬼家とは、尾張家の新たな「御出入之衆」としての交流が形成されていくことが確認できる。ただし、表御座之間より格式が下がる御小書院での拜謁となつている。

同一二年一月一日には、「松平右京大夫殿御逢三付、四半時過御出之旨、御用人申聞候付申上、御式度目御膳濟之上御召廻為相触、同役壱人表御座之間北溜江相廻居、御年寄衆初被相廻候否申上、表御座之間江年中行事御衝立内々被為成」と、讃岐国高松松平家当主頼恕の嫡子頼胤が市谷上屋敷に参上した。松平頼胤は文政九年一月二七日に齊莊の姉文姫と婚姻している。頼胤は表御座之間で齊莊に對面しており、その次第は前年に参上した松平慶永の場合と同様であつた。ただし「御同所御小座敷おゐて御用談被遊候、右相濟而御鈴之御合図ニ而御皿菓子出之候」と、拜謁の後、詳細は不明であるが御小座敷で「御用談」が行われている。なお、頼胤はその後も参上しており、齊莊の代から高松松平家との關係が緊密化していることが窺える。

越前松平家との交流も多く、天保一三年一月一日に松平慶永は、阿波国徳島藩主峰須賀齊裕・播磨国明石藩主松平齊宣とともに再び参上している。齊裕・齊宣両人は將軍家齊の子で齊莊の異母弟である。今回の参上

は「奥江も被相通筈候間、諸事例之振御心得宜御取計、奥向之輩江も御申通可有之候」と、尾張家大奥への「御目通」が目的であつた。

一、昨記三相见候通、松平越前守・松平淡路守・松平兵部大輔参上、菊之間江被相揃候段、御用人の申聞候付、大奥江監物相越申上、女中江も相達候上、大奥の同人宜段申出候間、御錠口勤番并刀取扱之儀、御小納戸江申談、夫の大奥宜段御側懸并御用人江申達候処、御錠口内滝之御杉戸内迄御用人津田式三郎案内、夫の内御側懸佐枝將監南袖之間前二案内、鈴木弾正附添、御座間二之間御棚脇御本間両方、同役も壱人監物滝之御杉戸内迄御用人津田式三郎案内、夫の内御側懸佐枝將監、南袖之間前二案内、鈴木弾正附添、御座間二之間御棚脇御本間両方、同役も壱人監物内二罷在、附添三人共奥御錠口ニ而披キ帶紐、是迄、越前守初大奥江被相通、大奥にて御饗応等有之、表向取扱無之、

一、御庭惣御締ニ而御茶屋向御飾有之、西御殿并御庭御厩拜見ハ無之筈兼而被仰付御手当不致候、奥御メリニ而御庭江被相越筈、然処時々小雨有之御庭江被相越候儀無覺東御様子ニ而漱芳ニ御鋤らせの御植木台俄ニ清風軒前ニ御鋤らせ御庭懸取扱、此方取扱ハ無之候得共、監物儀、大奥江相越候節御沙汰之趣被為在、夫々鋤方も為取計候、

(中略)

一、左之通、差上候由ニ而目録御用人より夫々相渡候付遂披露候処、大奥江廻候様ニ与之御事ニ付、女中江相渡候、

但、淡路守の被指上候交肴ハ四尺余之大青籠詰、格別見事之肴ニ候事、

(以下略)

市谷御殿に入った松平慶永(越前守)・齊裕(淡路守)・齊宣(兵部大輔)の三名が御錠口近くの菊之間で控えていることを御用人から申し渡されると、そのことを御広敷御用人兼御小納戸頭取長尾監物(御簾中御用人格)は大奥に

伝達した。大奥から入御の許可が出ると、御錠口での勤番や帯刀の受取は御小納戸が取り計らい、三名は平服のまま、長尾監物の他、御用人津田式三郎、御側懸佐枝種武、鈴木重到の案内で御小書院二之間を通過して御錠口から大奥に入り、簾中猶姫からの饗応を受けた。

その後、「楽々園」と称された庭園の御茶屋の飾り付け道具を拝見し、庭園内を回遊することになっていたが、小雨のため、大奥からの命により、長尾監物を通じて御庭懸の取り計らいで、植木類は庭園が見渡せる清風軒の前で観賞することになった。続いて天候不良で十分な御庭拝見が出来なかったため、御側懸によつて松之間御式舞台で御囃子を催すことになり、慶永・斉裕・斉宣は、年寄衆・御側御用人・御用人、および御広敷用人・御側物頭など奥向の家臣とともに見物している。大奥への「御目通」の御礼として慶永と斉宣は鯛一折ずつ、斉裕は格別見事な交肴一籠を進上した。

このように表向における当主との対面が行われると、「奥」の空間を利用した「御縁家方」「御心易」諸家との交流が展開されていた。先述の松平頼胤の場合も斉荘との初対面から一カ月後の天保二年閏一月三日に「松平右京大夫殿御出并九鬼丹後守参上有之、奥江も被相通管候」と、大奥への入御を許可されている。注目すべきは、「摂津守様・松平右京大夫殿・九鬼丹後守江於歓楽庵御茶被進等相成管二付夫々御出、且参上有之」と、斉荘は頼胤の他、尾張家分家の高須松平家当主義建、前年に初対面を果たした九鬼隆徳を茶事に招いていることである。<sup>(31)</sup> その三日後には、島津斉宣(溪山)と斉宣の子で伊予国松山藩主の松平勝善が参上して表御座之間で斉荘に對面した後、池田斉敏が加わり茶事が催された。同年五月二十七日にも、頼胤と筑後国久留米藩主有馬頼徳・頼永父子が茶事に招かれてい

<sup>(32)</sup> 頼徳の正室幹姫は斉荘の従妹にあたる。斉荘は松平頼胤・松平勝善・姫路藩主酒井忠学といった溜詰の大名家と茶事仲間を形成しており、会津藩主松平容敬などがそれに加えることを要望していた。会津松平家との交流は天保一四年五月に容敬が市谷御殿を訪問して始まったようだが、すでに前年一二月には、「松平肥後守・酒井雅楽頭和歌、谷村可順を以御部屋附也 御所望御座候処、右両人儀上御詠頂戴仕度」と和歌を通じた交流が窺える。容敬は養子で尾張家分家高須松平家当主義和の次男である。この時期斉荘は、酒井忠学の他、「上杉弾正大弼・松平土佐守・同村馬守・松平出雲守江和歌御所望之処、夫々短冊相認差上候」「佐竹右京大夫・伊達遠江守・同大膳大夫江和歌御所望被遊、御取次御城坊主谷村可順 御部屋附也 被仰付候処、頃日三人共短冊二相認差出候由」と、上杉齊憲(米沢)、山内豊資(土佐高知)・豊熙父子、前田利保(富山)、佐竹義厚(秋田)、伊達宗紀(伊予宇和島)・宗城父子などの和歌短冊を所望している。<sup>(35)</sup>

さらに、弘化二年四月六日には「松平修理大夫・松平佐渡守・内藤駿河守参上御茶事有之候、但松平土佐守・松平兵部大輔参上、於御小書院御目通被仰付候上、土佐守二ハ「虫損」相通御茶事有之候」と、薩摩藩主島津斉興の子である斉彬(修理大夫)、越前家分家で出雲国広瀬松平家当主の直寛、信濃国高遠藩主内藤頼寧が参上し、茶事が催されている。島津斉彬の正室英姫は斉荘の従妹(一橋斉敦三女)にあたる。内藤家とは、玉曆一一年(二七六一)三月に九代当主宗睦の弟頼多が内藤長好の養子となつて以来の懇意な「御縁家方」であった。このとき土佐国高知藩主山内豊熙と播磨国明石藩主松平慶憲(兵部大輔、先述の斉宣は弘化元年六月に死去)は御小書院で「御目通」しており、その後山内豊熙も茶事に招かれている。

こうして茶事を通じた「御縁家方」「御心易」諸家との文化的交流が盛

んであったことがわかるが、これは斉荘が裏千家十一代玄々齋精中を江戸に招き、天保十一年七月に茶道伝授が行われたことが背景にあった。<sup>(37)</sup>

## (二) 斉荘の死去と相続問題

弘化二年二月、斉荘は御暇の予定であったが養生のため延期となった。

三月二五日には老中阿部正弘・牧野忠雅が上使となり、田安斉匡の子鑑丸(慶藏)を養子とすることを申し渡された。同年六月頃より斉荘の病状が思わしくなく、田安家からは斉荘の養父斉匡と当主慶頼、斉荘の嫡子鑑丸、分家の高須松平家からは当主義建・義想(のちに尾張家十四代当主慶勝)が頻繁に容体伺いの使者を遣わすようになった。また、鑑丸の兄にあたる越前国福井藩主松平慶永からの御尋も多くなっていた。

一、松平越前守、田安之の御附人を以、大納言様此節之御様躰委同度旨被申聞候由ニ候得共、右御附人未御出入ニも無之旁一旦 田安御屋形江罷出、其段申上候由之処、御附人之儀ニ付、直ニ当御屋形江罷出、同役江面会いたし委伺候様、一位様被 仰付候由ニ而御附人松井庄九郎参上いたし候旨、御徒組申聞候付、御側懸江談判可及与相越候処、もはや退出之事ニ付、御側懸、留役并御右筆とも申合候処、一位様思召ニ而奥向之者を以被 仰進候心得ニ而出会可致歎ニ候へとも、例型与申ハ無之事ニ付、全差略を以出会之事、且御出入之人別ニも無之候付、桐之間溜りニ而出会可然哉ニ申聞候付、左織出会いたし候処、御膳目等之儀も委敷伺参候様 一位様よりも被 仰付候旨申聞候付、夫々はなし遣候、<sup>(38)</sup>

慶永は実父田安斉匡(一位様)の命により、田安家の御附人を通じて斉荘

の病状伺いを行うことになった。このときは御附人松井庄九郎が市谷上屋敷に参上して奥向の藤井左織から斉荘の病状報告を受けている。慶永は斉荘の詳しい容体を求めており、これは斉匡の意向でもあるとの理由で食事の分量まで細かく報告された。以後慶永の御尋があるごとに田安家御附人を介して詳細な病状報告が行われることになった。慶永は万一に備えて幼少の弟鑑丸が円滑に相続ができるように尾張家の内情収集に尽力していたといえよう。

鑑丸は七月一四日に市谷上屋敷に移ったが、幼少であることに加え、斉荘の相続時と同様に藩内の不満が顕在化することが懸念された。このとき慶永は鑑丸に「家令及近侍の諫言ニ違ふ勿れ、国民の師となり、仁愛を尽し、撫育を怠る可からず、君齡幼若、慎て家人ニうとまる、勿れ<sup>(39)</sup>」と説諭したという。次の書状は七月一〇日付で、江戸詰年寄津田信任・佐枝種武が石河光茂・横井伊折介に宛てた書状である。

以手紙申進候、去ル七日阿部伊勢守殿御宅へ御呼出に付、将監・筑前守罷出候処、大納言様御所勞万々一御変事も被為在候ハ、鑑丸様に者未御幼年之御事ニ付、御国政向無油断取扱候者勿論之儀ニ候得共、猶更万事心も御取締筋格別人念取扱候様各可申相旨、別紙書付御渡相成候付右書通進之候、内実、公方様深御心配被遊及 御内沙汰ニ付此御書付出候趣、隼人正へハ極密に伊勢殿御内咄有之候由、誠ニ格別之 思召御同意難有御事と奉存候、隼人殿別段御呼出にて同様之御書付御渡有之、右者隼人殿令兵部少輔殿迄別段ニ申参候由、御承知迄ニ申進置候、御側御用人へハ右書付為見申候、尤於其表も御側御用人へ御談相成候義と奉存候、本紙相廻候付御一覽済御返シ可被下候、誠今般之御一条絶言語奉恐入、御地ニても御驚致遠察候、只落涙而已ニ御

座候、以上、

七月十日<sup>(40)</sup>

年寄佐枝種武と中西長毅が老中阿部正弘の屋敷に呼び出され、幼少の鎔丸が相続した際には、特に藩内の引き締めを入念に取り計らうことを命じられている。將軍家慶も深く心配しており、そのことは内密に老中阿部正弘から両家年寄(付家老)成瀬正住に申し渡されており、大変有難い申し召しであると述べている。將軍の申し召しは両家年寄竹腰正富にも知らされ、その書付は国元の御側御用人も閲覧することになった。尾張家の相続に際し、將軍家からの格別の申し召しは「御驚」で「落涙」のことであったと記されている。

弘化二年七月二〇日に齊莊は僅か七年の治世で死去し、八月二六日には予定通り鎔丸が相続して十三代当主慶藏となった。しかし、齊莊の簾中貞慎院(猶姫)は「深く御心痛」であったことが左記の書状からわかる。

以手紙致啓進候、(中略)御幼年之御養君ニ而今度御相続被遊候段々之御意味相、貞慎院様深く御心痛被遊御子孫御長久、御家御繁昌之御祈願等被為在度旨、折入老女江御沙汰被為在候由、御附御用人より鈴木弾正江内々申出、右御祈願筋之儀、當自證院義者法力等立超居、一休御祈願所之儀ニ付、先々同院江段々之思召之趣遂内談候由之処、御武運御長久御繁昌之御守護之為ニ者 東照宮御他界之砌、御靈体を初、公辺ニ而者追々御勸請被為在、近く者最樹院様・文恭院様ニも御靈体御勸請被為在候、付而者源懿様御靈体御勸請被遊可然、右ニ付御木像御出来、日光御門主之御加持 御靈体御開眼等、於自證院万端取計、御長久御繁榮之御祈願申上度趣等申出候由、付而者右之趣を以、御靈体御勸請被遊度旨、貞慎院様厚被思召、右御成就之上者、御清間ニ御安

置可被遊之処、夫ニ而者末々御鹿抹等之御筋合有之候而者如何ニ付而者、幸ひ自證院ニ者源億様御代ニ護摩堂御取建、章善院様御尊牌等御安置之事ニ付、今般御靈体之儀も右護摩堂聊模様替之上、御安置之筈ニ相成候方可有之哉之趣等申達申合候処、誠ニ無御余儀御訳合ニ而可然与申相、右之通相成筈ニ候、(以下略)<sup>(41)</sup>

貞慎院は、尾張家の「御子孫御長久、御家御繁昌」の祈願を要望しており、市谷の自證院が「法力等立超」の祈願所であることから内々に御側御用人鈴木重到が問い合わせたところ、家康(東照宮)や齊莊の実父一橋治済(最樹院)、兄將軍家斉(文恭院)に倣って、齊莊(源懿)の「御靈体御勸請」を行い、木像を安置することになった。自證院は二代当主光友の簾中千代姫(三代將軍家光息女)の生母お振の方が葬られて以来の尾張家の祈願寺である。齊莊の靈体勸請にあたり、自證院が日光門跡による靈体開眼を差配し、その木像は十一代齊温(源傳)の代に建立された護摩堂に模様替えのうえ安置することになった。この護摩堂にはすでに七代宗春(章善院)の尊牌も安置されていた。経費は齊莊の御手許金の残りに貞慎院の御手許金を加えて拠出された。安置された木像は「莊賢山王」と称され、「法力」による宗教的權威を藩体制の精神的支柱とする側面があったと言える。

### おわりに

九代当主徳川宗睦の死去により、初代当主義直の血統が断絶し、以後三代にわたって將軍家斉の子息や親族(一橋家・田安家)による養子相続が続いたことは、尾張家が「東照宮之御血脈、公儀御分国」であるという家格が希薄になり、これに対する家臣の抵抗が顕在化することになった。こう

した藩内情勢のなかで、十一代將軍家斉の弟であった十二代当主斉荘は一橋家・田安家との「兩敬」を軸に、従来の縁戚大名家の他、十代当主斉朝の代に形成された「御縁家方」「御心易」「御出入之衆」といった一門・国持大名および譜代大名との政治的・文化的交流を市谷江戸上屋敷の表御座之間、御小書院、および奥の空間での儀礼や饗応を通じて積極的に展開し、一層の關係拡大を図った。これらの大名との緊密化によって藩体制の基盤を強化し、幕藩關係の安定化を目指していったのである。

一方、藩政においては、斉朝が隠居した以降借財が一層嵩むなか、「御勝手向御改革之御仕法」を立案するとともに、幕府から懸案となっていた米切手の通用期限の延長や近江八幡領の編入の許可を得た。また、十一代当主斉温の代に帰国が一度もなかったことが、付家老の専横を助長させたと家臣や領民の不満を増幅させたため、領内巡覽(御成)の実施や木曾山の現況報告などを通じて領国の現状把握に努めた。度重なる災害や飢饉のなか、「御救」として夫食米を支給するとともに、決壊した輪中の修復普請を実施した。江戸城西丸御殿再建時に木曾山・裏木曾の御囲山から御用材を抛出した影響で山拔が発生した際には「御心障」を理由に伐木中止を幕府に申し入れるなどの仁政を行った。

斉荘の治世は七年余りで、慶藏(益丸)の相続においては、家臣の不満が再燃しないように、十二代將軍家慶の特段の思し召しや老中阿部正弘と両家年寄(付家老)・年寄との緊密な内談を通じて円滑な相続が模索された。こうした尾張家の情勢をふまえて相続にあたり「御縁家方」の松平慶永は弟慶藏に当主の心構えを説諭している。また、相続問題をめぐり藩内情勢が不安定のなか、貞慎院の主導で執行された斉荘の霊体勧請は「法力」による精神的な拠り所になっていた。

慶藏もわずか一四歳で死去し、嘉永二年(一八四九)六月四日、かつて斉荘の相続の際に家臣団が強く推していた、慶勝(はじめ慶恕)の家督相続がついに実現した。慶勝の相続は引き続き田安家からの養子相続を目指した幕府に対する藩内の反発が非常に大きかったために断念したといわれているが、この相続については慶藏の相続同様に老中と両家年寄・年寄との間で交渉が繰り広げられ、その際には隠居していた斉朝も大きく関与しており、斉荘息女の婚姻による血縁關係の構築も視野に入れたながら吟味されていた。慶勝の相続をめぐることは、この点を注視しながら今後検討すべき課題であることを最後に指摘しておきたい。

#### 註

- (1) 拙稿「御三家における縁戚關係の形成と江戸屋敷―尾張家を中心として―」(徳川林政史研究所研究紀要)第四十一号、二〇〇七年)、同「尾張家における「御出入之衆」と江戸屋敷」(岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究』第三篇、清文堂出版、二〇〇七年)、同「尾張家における「兩敬」の形成と將軍権威」(岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究』第四篇、清文堂出版、二〇〇九年)。
- (2) 前掲拙稿「尾張家における「兩敬」の形成と將軍権威」参照。
- (3) 『尾張徳川家系譜』(名古屋叢書三編)第一卷。
- (4) 「天保覚書」(名古屋市鶴舞中央図書館所蔵)、『名古屋市史』政治編一、五八二―五八四頁。
- (5) 『尾張徳川家系譜』(名古屋叢書三編)第一卷、一八三頁。
- (6) 小山譽城「御三家」付家老の大名化志向」(徳川御三家付家老の研究)第三章第一節、清文堂出版、二〇〇六年。
- (7) 「青窓紀聞」(名古屋市史)政治編一、五八九頁。
- (8) 「源懿様御代御日記頭書」八(名古屋叢書)第五卷、一六八頁。
- (9) 「源懿様御代御日記頭書」八(名古屋叢書)第五卷、一七四頁、「青窓紀聞」(名古屋市史)政治編一、六〇六頁。

- (10) 詳細は、拙稿「徳川宗春の家督相続・官位叙任と幕藩関係」(林重一編『近世名古屋 享元絵巻の世界』、清文堂出版、二〇〇七年)を参照。
- (11) 「源懿様御代御日記頭書」八(名古屋叢書)第五卷、二〇〇頁。
- (12) 「江戸御小納戸日記」(徳川林政史研究所所蔵「尾張徳川家文書」一五七―一五、天保二年五月二七日条)。
- (13) 「源懿様御代御日記頭書」八(名古屋叢書)第五卷、一七五頁。
- (14) 「江戸御小納戸日記」、天保二年六月二日条。
- (15) 「源懿様御代御日記頭書」八(名古屋叢書)第五卷、二〇〇―二〇二頁、杉本精宏「尾張藩財政と尾張藩社会」(清文堂出版、二〇一一年)。
- (16) 山中雅子「尾張藩の近江八幡支配」(岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究』第一編、清文堂出版、二〇〇一年)、藤野保「幕藩制国家と明治維新」第二章第二節(清文堂出版、二〇〇九年)。
- (17) 「天保十三壬寅年正任公御在尾御勤向 御出府中」(『愛知県史』資料編二一、近世七・領主一、一五四号文書、二〇一四年)。
- (18) 「江戸御小納戸日記」、天保一四年八月四日条、太田尚宏「殿様の一日」(『尾張の殿様物語』、徳川美術館、二〇〇七年)。
- (19) 「青窓紀聞」(『名古屋市史』政治編一、五八七頁)。
- (20) 杉村啓治「江戸城西丸再建と尾張藩社会」(岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究』第四編、清文堂出版、二〇〇九年)。
- (21) 「尾張藩重臣文書」(名古屋大学文学部所蔵、『愛知県史』資料編二一、近世七・領主一、三二七号文書)。
- (22) 「天保雜記」(『愛知県史』資料編二一、近世七・領主一、三二六号文書)、「尾張藩重臣文書」(『愛知県史』資料編二一、三二九号文書)。
- (23) 「井伊家文書」(彦根城博物館所蔵、二〇七八)、「愛知県史」資料編二一、近世七・領主一、三三二号文書)。
- (24) 前掲拙稿「尾張家における「両敬」の形成と將軍権威」参照。
- (25) 「御縁家方」(『御心易』(徳川林政史研究所所蔵)。
- (26) 深井雅海編『江戸時代武家行事儀礼図譜』第四卷(東洋書林、二〇〇一年)。
- (27) 「江戸御小納戸日記」(徳川林政史研究所所蔵「尾張徳川家文書」一五六―一五七、天保一一年九月一日条)。
- (28) 「江戸御小納戸日記」、天保一一年九月一日条。
- (29) 「江戸御小納戸日記」(徳川林政史研究所所蔵「尾張徳川家文書」一五七―一五八、天保二年一月一日条)。
- (30) 「江戸御小納戸日記」(徳川林政史研究所所蔵「尾張徳川家文書」一五八―一五九、天保二年閏一月三日条)。
- (31) 「江戸御小納戸日記」(徳川林政史研究所所蔵「尾張徳川家文書」一五七―一五八、天保二年閏一月三日条)。
- (32) 「江戸御小納戸日記」(徳川林政史研究所所蔵「尾張徳川家文書」一五七―一五八、天保二年閏一月六日条)。
- (33) 荒木裕行「近世後期溜語大名の「交際」とその政治化―会津藩主松平容敬の日記の分析から―」(『史学雑誌』第一二二編第六号、二〇〇三年)。
- (34) 「江戸御小納戸日記」(徳川林政史研究所所蔵「尾張徳川家文書」一五八―一五九、天保一三年一月二日条)。
- (35) 「江戸御小納戸日記」天保一三年九月一日条、同年十一月一日条。
- (36) 「江戸御小納戸日記」(徳川林政史研究所所蔵「尾張徳川家文書」一六〇―一六一、弘化二年四月六日条)。
- (37) 水野莊平「天保期の尾張藩における裏千家茶道の普及とその影響」(岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究』第五編、清文堂出版、二〇一二年)。
- (38) 「江戸御小納戸日記」(徳川林政史研究所所蔵「尾張徳川家文書」一六〇―一六一、弘化二年六月二五日条)。
- (39) 「尾藩正記」(名古屋叢書三編)第二卷、四五六―四五七頁)。
- (40) 「尾張藩重臣文書」(『愛知県史』資料編二一、近世七・領主一、七三三号文書、二〇一四年)。
- (41) 「尾張藩重臣文書」(『愛知県史』資料編二一、近世七・領主一、三三〇号文書、二〇一四年)、成瀬正住・佐枝種武差出、石河光茂・横井伊折介宛書状。